

平成27年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 7 年 1 2 月 9 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第15号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第6 報告第16号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第7 議案第106号 平成27年度四万十町教育委員会スクールバス購入事業に係る売買契約の締結について
- 第8 議案第107号 字の区域及び名称変更について
- 第9 議案第108号 四万十町まちづくり計画（市町村建設計画）の変更について
- 第10 議案第109号 四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第11 議案第110号 四万十町町民会館条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第111号 四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第112号 四万十町税条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第113号 平成27年度四万十町一般会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第114号 平成27年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第115号 平成27年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第116号 平成27年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第117号 平成27年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

第19 議案第118号 平成27年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第20 議案第119号 平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

第21 議案第120号 平成27年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）

第22 陳情

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員（18名）

1番	橋本章央君	2番	林健三君
3番	古谷幹夫君	4番	緒方正綱君
5番	岡峯久雄君	6番	下元真之君
7番	岩井優之介君	8番	水間淳一君
9番	吉村アツ子君	10番	味元和義君
11番	下元昇君	12番	堀本伸一君
13番	楨野章君	14番	武田秀義君
15番	中屋康君	16番	西原眞衣君
17番	酒井祥成君	18番	橋本保君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	田辺卓君	会計管理者	左脇淳君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君	危機管理課長	野村和弘君
企画課長	敷地敬介君	農林水産課長	熊谷敏郎君
商工観光課長	下藤広美君	税務課長	永尾一雄君
町民環境課長	植村有三君	建設課長	佐竹一夫君
健康福祉課長	山本康雄君	上下水道課長	高橋一夫君
教育委員長	谷脇健司君	教育長	川上哲男君

教 育 次 長	岡 澄 子 君	学 校 教 育 課 長	杉 野 雅 彦 君
生 涯 学 習 課 長	辻 本 明 文 君	農 業 委 員 会 会 長	林 幸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 谷 久 美 君	代 表 監 査 委 員	中 岡 全 君
総 務 課 財 政 班 長	大 元 学 君		

大正地域振興局

局 長 兼 地 域 振 興 課 長 山 脇 一 生 君

十和地域振興局

局 長 兼 地 域 振 興 課 長 仲 治 幸 君 町 民 生 活 課 長 林 久 志 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 宮 地 正 人 君 | 次 長 | 酒 井 弘 恵 君 |
| 書 記     | 國 澤 みやこ 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（橋本保君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまより平成27年第 4 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、1 番橋本章央君及び11番下元昇君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては一昨日の12月 7 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

17番議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） それでは、議会運営委員会から報告をさせていただきます。

平成27年第 4 回定例会の会期日程は、12月 9 日から12月17日までの 9 日間を予定しております。その中で、一般質問は 7 名でございます。15日に 5 名、16日に 2 名の一般質問を行いたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の12月 9 日から12月17日までの 9 日間であります。

お諮りします。

平成27年第 4 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、平成27年第 4 回定例会の会期は、本日から12月17日までの 9 日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査・行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告がっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に会議規則第129条議員の派遣について、その結果を報告します。

平成27年9月24日、農業担い手育成センター長期研修用宿泊施設（CLT）建築工事起工式・安全祈願祭に議長、副議長、古谷議員、緒方議員、槇野議員、下元真之議員、岩井議員、武田議員、吉村議員、西原議員が出席しました。

平成27年9月28日、国道439号木屋ヶ内トンネル工事安全祈願祭に議長代理副議長、槇野産業建設常任委員長が出席しました。

平成27年9月30日から10月2日、先進地を訪問し、宮崎県綾町では地域公民館制度の活用による取組について、佐賀県武雄市では教育改革、ICT利活用教育の推進・「官民一体型」の小学校の創設について、教育民生常任委員会5名の議員が視察研修しました。

平成27年10月14日、農業委員会と議会産業建設常任委員会との意見交換会に、議長、産業建設常任委員会5名の議員が出席し、四万十町の農業を始めとする産業建設の課題について、農業委員会と議会が意見交換しました。

平成27年10月15日、アスファルトプラント四万十合材センター火入式に議長、副議長が出席しました。

平成27年10月17日、18日、第21回四万十川ウルトラマラソン大会60kmの部前夜祭と開会式に議長代理副議長、橋本章央議員、酒井議員が出席しました。

平成27年10月18日から19日、大阪市で開催されました平成27年度大坂高知県人会親睦交流会に議長、堀本総務常任委員長、岩井議員、水間議員が出席しました。

平成27年10月20日から21日、東京都で開催されました平成27年度町村議会広報研修会に中屋広報広聴常任委員長、古谷議員が出席しました。

平成27年10月20日から22日、先進地を訪問し、滋賀県大津市では議会BCP概要と実践での問題検討について。和歌山県有田川町では合併から10年、有田川町定員管理計画の問題点と現状、有田川町議会政務活動費、平成27年第1回有田川町子ども議会の取組について、総務常任委員会5名の議員が視察研修しました。

平成27年10月28日、高知市で開催されましたこうち人づくり広域連合主催の平成27年度トップセミナーに議長、副議長、堀本総務常任委員長、下元教育民生常任委員長、槇野産

業建設常任委員長、中屋広報広聴常任委員長、酒井議会運営委員長が出席しました。

平成27年10月31日、四万十町で開催しました平成27年度石の風ぐるま友好都市交流事業交流会に議長ほか9名の議員が出席しました。

平成27年11月4日、旧環境美化センター解体撤去工事安全祈願祭・起工式に議長、堀本総務常任委員長が出席しました。

平成27年11月25日、四万十市で開催されました平成27年度土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営協議会臨時総会に議長、堀本総務常任委員長が出席しました。

平成27年11月25日から26日、四万十町が実施する行政視察に下元教育民生常任委員長が出席し、人材を育てるために特色ある取組をしている津和野町及び島根県立津和野高等学校を視察研修しました。

平成27年12月1日、四万十町が実施する医師確保の陳情に議長、副議長、堀本総務常任委員長、下元教育民生常任委員長、槇野産業建設常任委員長が出席し、高知県国保連合会及び高知県医師確保課を訪問して、陳情を行いました。

議長会の件につきましてもお手元に配付しておるとおりですので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出がっております。

これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 皆さん、改めましておはようございます。

今年は少し季節遅れでしたが、野山の木々もすっかり色付き始め、朝夕肌寒く感じる今日、ここに議員の皆様のご出席をいただき、平成27年12月町議会定例会が開催されますことを厚く御礼申し上げます。開会に当たりまして、先の9月議会定例会以降の主要な行政運営等に関しましてご報告を申し上げます。

まず一点目でございますが、四万十町版総合戦略の策定についてでございます。

本町における人口減少克服と、地方創生を中心とした四万十町人口ビジョン及び四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略をまち・ひと・しごと創生法に基づき策定をし、11月24日に公表いたしましたところでございます。

策定に当たりましては住民意識調査や個別ヒアリング等を行い、添えられた幅広い意見

を集約し、9月末に案を取りまとめ、総合振興計画審議会での審議を経て意見公募も実施したところでございます。

その中で、今後目指すべき将来の方向については、現状分析や住民意識調査等の結果を踏まえ、人口の将来展望を提示する2060年、平成72年の人口ビジョンとして、国の推計人口5,800人を約3,000人上回る8,800人以上と定めたところでございます。

この人口ビジョンの設定に当たりましては、若い世代が希望する子どもの人数を反映した出生率の向上、都市部から地方への移住要望の実現による移住者数の増加、仕事や雇用確保などの実現による若者層の転出超過の抑制、この三つを条件としたところでございます。

また、この実現のために、今後5年間で戦略的に取り組む事業を盛り込んだ総合戦略では、四つの基本目標と施策の方向、具体的な事業を掲げ、各分野が連携したしごと・ひと・まちの好循環の確立を目指すこととしております。

総合戦略は平成27年度版とし、現在進めている施策を中心としていることから、さらに発展させた施策や新規事業については、策定予定の次期総合振興計画との連携が不可欠でございますので、今後調整をしていきたいと考えております。

本町は今後も人口減少が続く状況にはありますが、人口ビジョンで示す将来展望に向け、議会、住民、行政、関係機関が認識を共有するとともに、協働の精神の下、危機感とスピード感を持って取り組んでいく必要があります。地域の特色を生かしたこれまでの取組をさらに発展させ、時代に適応した新たな町の形成、定住できるまちづくりに向け、全身全霊で取り組んでまいりますので、町議会を始め、これまで以上の住民一人一人の皆様のまちづくりへの意識かん養と参画をお願いを申し上げます。

続きまして、JR予土線についてでございます。

JR予土線については、沿線住民にとって必要不可欠な公共交通機関であることから、その存続のためJR四国に対して強く要請するとともに、高知県、四万十市、四万十町の関係者や住民代表により設置した高知県予土線利用促進対策協議会と、愛媛県側で設置されております愛媛県予土線利用促進対策協議会が連携をしながら、利用促進に取り組んでいるところでございます。

ここ数年は予土線3兄弟の運行などにより観光客の利用が増加し、減少傾向にあった乗客数は微増傾向にありますが、朝夕の便の利用者については、沿線の人口減少に伴い減少が続いていることから、JR四国より高知県予土線利用促進対策協議会に対し、来年3月の

ダイヤ改正に合わせ、現行の江川崎発の始発便と窪川発の最終便を廃止する旨の報告がされました。本町といたしましては、廃止対象便の利用者数が少ないとしても、地域の観光振興と沿線住民の通勤・通学に必要な不可欠であると考えており、到底容認することができない内容ではなく、高知県予土線利用促進対策協議会、愛媛県予土線利用促進対策協議会とともに連携し、JR四国に対し廃止の撤回を求めてきたところであります。

その後、JR四国より撤回要請に対し、平成28年12月までは現状の便数を確保することとしますが、鉄道を取り巻く厳しい状況と経営状況から、今後、乗客数の少ない便は減らしていくしかないという状況である。将来的には会社の方針として、採算が合わない路線そのものを廃止せざるを得ない状況になる可能性があるとの回答がございました。

この回答を受けて、去る12月7日に高知県予土線利用対策協議会臨時総会を開き、対応について協議を行ったところでございますが、現状から平成28年12月以降には朝夕の便は廃止される可能性が高くなっております。今後におきましても利用者数が減少していけば減便がさらに進むことが予想されますので、町におきましても予土線の利用者増と存続に向けて様々な取組を行っていきたいと考えておるところでございます。住民の皆様におかれましても、予土線の利用を積極的にしていただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税制度については、工夫を凝らした返礼品の贈呈により多額の寄附金を受けている自治体があることや、国における地方創生戦略の一つとして、平成27年4月1日から寄附金控除額の上限の見直しと、申請手続の簡素化が実施されております。

このような状況を踏まえ、寄附希望者からの申込みの利便性を図るため、本年6月1日よりインターネットからの申込み及び入金ができる仕組みを構築するとともに、本町の魅力や製品のPRを図るため、情報サイトふるさとチョイスへの加入を行いました。また、返礼品の充実やPRを戦略的に進めながら、新しい返礼品の開発・充実にも取り組んでいるところでございます。

本年度の寄附の状況につきましては、11月末現在では寄附件数は1万8,400件、金額は約3億880万円となっており、12月になっても寄附額が伸びている状況から、本年度末には5億円を超えると見込んでいるところでございます。

県内を始め、全国の多くの市町村が取り組んでいる中で、情報サイトふるさとチョイスで四万十町を見てくれた方は、四国内の市町村では1位から2位という状況になっています。今後も四万十町の情報や魅力の発信、地産外商の推進を図るツールの一つとして、ふ

るさと納税制度を有効活用し、取り組んでいきたいと考えております。

続いて、2016奥四万十博の取組についてでございます。

来年4月10日から開催する奥四万十博については、高幡広域をエリアとした地域博覧会として、それぞれの市町の観光資源やイベントなどを磨き上げ、博覧会の期間中に多くの来訪者にリピーターとなっていただくための受入体制と、博覧会以降の来訪者の増加につながる観光振興の基盤を推進するために実施するものであります。

開催に向けて、高幡広域の奥四万十博推進協議会ではこれまで本部会のほか、企画運営部会、広報誘客部会、受入・おもてなし部会など6回から7回の会議を開催しておるところでございます。イベントや体験プログラムの検討や、全国への広報、PRに活用するガイドブックやパンフレット、プロモーション動画、ホームページなどのウェブサイトの作成を行っております。また、このほかにも各市町の住民や企業、団体に対し、サポーターの募集、誘客のための観光企業やエージェントへの訪問活動、県外のイベント、キャラバン等への参加などの取組を行っております。

このような本部会の動きを受けまして、本町では6月に奥四万十博推進検討委員会及び企画検討部会を設置し、具体的なイベント内容や受入体制等についての検討とともに、以前から実施している町の3大イベント、春の5月の連休中に十和で開催しておりますよってこい四万十、8月の夏休み中に大正で開催をしております四万十大正あゆまつり、秋の11月に窪川で開催をしております米こめフェスタをブラッシュアップした企画も検討中でございます。また、観光施設や宿泊施設の誘客につなげるため、来訪者に四万十川を中心とした観光資源や町の食、歴史や文化を五感で体験していただけるよう、既存の活動団体や町内の二つの高校と連携したガイドの育成や、各地域の資源を生かした体験プログラムを加えた着地型観光についても検討をしているところでございます。今後は様々な取組について、奥四万十博推進検討委員会及び企画検討部会で素案を協議検討し、実施計画書を取りまとめたいと考えておりますので、町民の皆様方のご協力とご支援をよろしくお願いを申し上げます。

続きまして社会保障・税番号、マイナンバー制度の状況についてでございます。

マイナンバー制度につきましては町の広報等を通じて随時お知らせをしていますが、現在、11月末までに全ての世帯、8,725世帯でございますが、それに対し個人番号カードの交付の前段として、世帯にそれぞれの個人番号が記載された通知カードの郵送が終了したところでございます。

しかし、不在等で受取がされていない通知カード約860世帯分が町役場に返戻されており、本庁、大正・十和各地域振興局の窓口で受取をしていただくよう準備をしているところでございます。

今後、個人番号カードの交付申請を済まされた方には、来年1月下旬から順次受取のご案内をする予定となっておりますが、交付については通知カードと引き換えるという方法で行いますので、大切に保管していただきますようお願いを申し上げます。

また、平成28年1月より国保、介護保険などの社会保障に係る申請手続の際には個人番号の記載が必要となりますので、個人番号カード、若しくは引換えをされない方は通知カードの保管、確認をよろしくをお願いを申し上げたいと思います。

この制度については分かりにくい部分も多く、まだまだ不確定な部分もありますが、ご理解いただけるよう町民の皆様への周知に努めてまいります。

以上、行政報告を終わります。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、報告第15号及び日程第6、報告第16号を報告後、日程第7、議案第106号から日程第9、議案第108号までの3議案を上程説明・審議・採決後、日程第10、議案第109号から日程第21、議案第120号までの12議案につきましては提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第22、陳情はそれぞれ所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第5、報告第15号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）、日程第6、報告第16号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を一括報告とします。

提出者の報告を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは報告第15号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本報告につきましては、平成27年度26災第102－69号若井笠ノ川池災害復旧工事（土木工事）に係る工事請負契約の一部を変更する契約を締結したものでございます。

変更の内容といたしましては、当初、池内に設置する1号仮設道路の盛り土につきまし

て、設置地盤が軟弱であることが予想されておりましたので、地盤改良を行うこととし、セメント系固化材の添加量を過去の事例等によりまして、1 m³当たり80kgを設計しておりましたが、施工に際しセメント安定処理配合試験を実施いたしましたところ、所定の強度を満たすためにはセメント系固化材の添加量を1 m³当たり150kgに増やす必要があるという結果となりました。このことに基づきまして設計内容を変更いたしましたので、118万440円の増額となったものでございます。

本契約の一部を変更する契約を締結するに当たりまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第16号であります。専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本報告につきましては、本年4月24日、くぼかわ保育所に勤務する臨時職員が駐車場に駐車する際、グレーチングを跳ね上げたまま後退したことによりまして、車体のバンパーにグレーチングが刺さり、車体を損傷したものでございます。

この度、被害者との間で処理費用といたしまして9万5,040円の損害賠償金を支払う旨の示談交渉が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

○議長（橋本保君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第7、議案第106号平成27年度四万十町教育委員会スクールバス購入事業に係る売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは議案説明資料の4ページからとなります。

議案第106号平成27年度四万十町教育委員会スクールバス購入事業に係る売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成26年度をもって廃止されました公共道路バス飯ノ川線と折合線の代替として、本年度当初より株式会社四万十交通に全面委託して運行しておりました窪川中学校へのスクールバスにつきまして、運行方法等を検討いたしました結果、車両を購入して、運転手を直接雇用する方法、若しくは今回購入する車両を使用して、株式会社四万十交通に運行を委託する方法が経費を節減できることとなったため、スクールバスを2台購

入するものでございます。

本契約につきましては2社による指名競争入札に付しましたところ、高知日野自動車株式会社が983万8,400円をもって落札いたしましたので、落札金額に8%の消費税及び地方消費税78万7,072円を加えた1,062万5,472円にて売買契約を締結しようとするものでございます。つきましては地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 初歩的な質問でございますが、予定価格1,374万7,000円とありますけれども、これは公表価格でしょうか。まずそのことについてお尋ねいたします。

それから、もし公表価格であれば、これの積算と言いますか、これは市場価格を基にしてやられてるのでしょうか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（橋本保君） 暫時休憩します。

午前10時01分 休憩

午前10時04分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

予定価格につきましては事前に公表をしております。

それと、予定価格の決定方法ですけれども、業者から見積りを徴しまして、その金額を基に予定価格を設定しておるところでございます。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） この予定価格の公表と言うか、これの目的と言いますか、これについてちょっとお尋ねいたします。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私のほうからお答えをしたいと思います。

予定価格の公表の目的というご質問であります。やはり一定、金額を示すことにより

まして、今回はマイクロバスの購入ということですが、こちらが求める水準を相手側にも求めているということで、そのような根拠に基づいて公表をしているところがあります。

(7番岩井優之介君「はい、分かりました」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 議案の説明を読んでおりますと、運転手を直接雇用する方法、若しくは町の車両を使用して、株式会社四万十交通に委託する方法に変更することで、現在の委託契約と比較して経費の削減が見込めるというふうに書いてありますので、この試算結果。どのぐらいの経費の削減が見込めるというふうに判断したのかということを詳しく聞きたいんですが。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 株式会社四万十交通に全面委託をする場合ですが、本年度の委託金額については1,147万1,760円になっております。購入した車両を使用して高南観光に委託した場合は366万4,338円となっております、約、年間780万円の削減になります。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 車両をじかに町が購入することでの比較の金額であったと思いますが、運転手を直接雇用するっていう部分に関してはどうなのでしょう。

○議長（橋本保君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長（岡澄子君） 運転手を直接する場合につきましては、すみません、試算が、申し訳ない、試算のほうはしておりませんが、四万十交通に委託する方法から比べますと、若干安くなるかもしれません。スクールバスの委託につきましては、基本料金と、それと距離等で換算をして、それぞれ路線によって決定をしておりますので、申し訳ないですが、試算をしております。

○議長（橋本保君） よろしいですか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） でも、説明の仕方が、これ、明らかに、車両を購入し運転手を直接雇用する方法、若しくはと書いてありますので、こういう説明の仕方をしていながら、運転手の直接雇用分の試算がないというのは、実に説明不足ではないでしょうか。

○議長（橋本保君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長（岡澄子君） 大変申し訳ございません。今、手元のほうに試算を持っていないということで、担当のほうでは試算をいたしておると思いますが、この場でお答えできないということは申し訳ございません。

○議長（橋本保君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長（岡澄子君） 申し訳ございません。後ほど、金額につきましてはお知らせしたいと思います。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

4 番緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） 一点お伺いします。

一応指名競争入札ということで示されてますが、2 社しか指名ということをしてないと。もう少し適当な業者さんというのはいなかったのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

このスクールバス購入事業につきましてはランニングコスト等を考慮いたしまして、ディーゼル車を購入をすることを予定しております。そのため、現在ディーゼルエンジンのマイクロバスを製造している業者、これは三つありまして、日野自動車、トヨタ自動車、三菱ふそうの3 社ですけれども、そのうち1 社につきましてはいわゆる指名願が提出されていないということでございましたので、残りの2 社で指名をいたしまして、入札を行ったということでございます。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第106号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第106号平成27年度四万十町教育委員会スクールバス購入事業に係る売買

契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第106号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第8、議案第107号字の区域及び名称変更についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議案第107号字の区域及び名称の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、土地改良法に基づく、四万十窪川地区県営中山間地域総合整備事業を実施したことにより、大字金上野地区の字の区域及び名称の変更を行う必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。これに係る変更調書を添付しておりますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第107号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第107号字の区域及び名称変更についてを採決します。

議案第107号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第9、議案第108号四万十町まちづくり計画（市町村建設計画）の変更についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは、議案第108号四万十町まちづくり計画（市町村建設計画）の変更について、提案理由のご説明を申し上げます

本町では平成18年の町村合併以降、町の一体性の速やかな確立と均衡ある発展のため、四万十町まちづくり計画に基づき、合併特例債を活用をまいりました。国におきまして、東日本大震災の発生後、復興事業に専念する被災地への配慮と、新たな巨大地震の想定などにより事業計画を見直す自治体が相次いだことから、合併特例債の発行期限を延長できる法改正が平成24年6月に行われたところであります。

本町におきましても、津波避難対策を中心とする防災関連事業が当初計画期間内の平成27年度に完了することができないことから、基金造成分も合わせまして、平成28年度から平成32年度までの5年間、引き続き合併特例債の有効活用を可能とするため、必要となる計画変更を行おうとするものであります。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第108号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第108号四万十町まちづくり計画（市町村建設計画）の変更についてを採決します。

議案第108号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第10 議案第109号四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、日程第11 議案第110号四万十町町民会館条例の一部を改正する条例について、日程第12 議案第111号四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13 議案第112号四万十町税条例の一部を改正する条例について、以上、議案第109号から議案第112号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは、議案第109号四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）におきまして、マイナンバーの利用範囲は番号法第9条第1項で別表に法定事務として、社会保障、地方税、防災分野に関する事務で利用することが規定されておりますが、番号法第9条第2項におきまして、地方公共団体内で効率的に検索し、管理するために必要な限度で独自にマイナンバーを利用することができるようになっておりまして、また、番号法第19条第10号におきましては、地方公共団体内の他の執行機関へ、事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供できるとなっておりまして、いずれも地方公共団体の条例に委任をしているところであります。その規定に基づきまして、本町でも独自に利用できる事務と、特定個人情報の範囲及び執行機関の間で提供できる事務と、特定個人情報の範囲を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第110号であります。四万十町町民会館条例の一部を改正する条例につい

て、説明を申し上げます。

本議案につきましては、志和地域に現在建築中で、平成28年2月にしゅん工の予定となっております四万十町志和コミュニティセンターを、住民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、地域的な連帯感に基づく、町民自らのコミュニティ活動の促進を図り、併せて、行事、催し物、その他の用に供する施設として位置付けるため条例改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第111号であります。四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本議案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに伴うものでございまして、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、他の法令による給付との調整の全ての項目につきまして、地方公務員災害補償法の規定と同じ内容のものに変更をしております。

最後になりますが、議案第112号四万十町税条例の一部を改正する条例であります。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布され、平成28年4月1日以降に施行されること及び行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律が平成28年1月1日に施行されることに伴いまして、四万十町税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

主な改正の内容は、地方税法に係る納税猶予等に関する規程が全面的に改正されたことによりまして、納税猶予等に係る納付・納入方法、担保の徴収の例外規定などを新たに規定することといたしました。

新たに規定した納税猶予等に係る納付・納入方法につきましては、国税では猶予期間内で毎月の納入が原則となっておりますが、四万十町では納税者の状況等を考慮いたしまして、納税者と相談の上、計画的に納付・納入ができることとしたところであります。

また、担保の徴収の例外、申請による換価の猶予の申請期限、関係書類の訂正に係る提出期限につきましては国税との整合性を図り、同様の取扱いとしたところであります。

次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の施行に伴う改正につきましては、マイナンバーに係る法人番号を規定している法令の条項を明記

したところであります。法の改正等に伴う条例改正でございますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第109号から議案第112号までの4議案について、質疑・討論・裁決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第109号から議案第112号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

ここで10時40分まで休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの16番議員の質問に対しての答弁があるようですので、お受けをしたいと思います。

教育次長岡澄子君。

○教育次長（岡澄子君） 議案第106号の答弁を、お待ちいただいた数字についてお答えしたいと思います。大変遅くなり、申し訳ございません。

個人を雇用して運行する場合の経費が試算でいくらになっておるかということでございましたが、大体距離数でおおよそ30km、往復30kmという見込みをしております。それで試算をしますと、人件費で、2路線で210万円ほど必要になってまいります。四万十交通の試算では、コミュニティバスを現在運行委託をしておりますけれども、その運転手の、コミュニティバス以外の時間で運行が可能であるという今現在の見込みとなっております。そちらで試算をしていただいておりますが、それでいきますと、人件費分で201万3,000円余りということで、若干四万十交通のほうの人件費のほうが安いという見込みになっております。

ただ、これは現在、想定ということでございますので、今後スクールバスの、本日議案を認めていただきましたので、今後どちらの方法がいいかはまた検討して、運行の方式に

についてはまた決定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第14 議案第113号平成27年度四万十町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第113号平成27年度四万十町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、議会9月定例会後に見込まれることとなりましたふるさと支援寄附金の増額に伴う特産品代等の追加経費や、基金への積立金を始め、喫緊の課題となっております興津地区津浪避難対策における高台用地整備事業など、事業遂行に当たって早急に対応せざるを得ない経費についての予算措置となっております。

それでは歳出予算の主な内容について、順にご説明を申し上げます。

まず職員の人件費でございますが、中途退職者及び病休、育休者の給与等について見直しを行うとともに、本年10月に施行されました被用者年金の一元化等による共済費等の見直しを行った結果、一般会計全体で3,010万5,000円の減額補正となっております。

続きまして、歳出の予算科目順にご説明を申し上げます。

まず2款総務費でございますが、1項1目の一般管理費では、来年3月20日に予定しております合併記念式典に必要な経費といたしまして、謝金や記念品代等で、合わせて106万7,000円を計上したほか、記念式典での配布を予定しております合併10周年記念カレンダーの製作費といたしまして、10款4項2目文化財保護費の印刷製本費に13万5,000円を計上いたしております。また、総務費の1項3目財産管理費では、ふるさと支援寄附金の増加見込みに伴い、ふるさと支援基金積立金に歳入の寄附金と同額の3億円を追加計上するとともに、6目の企画費におきまして、特産品代で1億5,000万円、そのほか取扱手数料や発送管理業務委託料、郵便代等で3,351万2,000円を計上しております。

これによりふるさと支援寄附金に係る累計予算額は、歳入の寄付金で5億1,500万円を見込む一方、歳出では、寄附金と同額の5億1,500万円を基金へ積み立てるとともに、特産品代等で2億5,750万円、そのほか取扱手数料や発送管理業務委託料、郵便代等の経費として6,418万9,000円を計上するなど、累計で8億3,668万9,000円の歳出予算となっております。

なお、今年度までに積み立てた基金につきましては、翌年度以降の寄附金対象事業に活用していきたいと考えております。

そのほか、6目企画費では、仁井田集落活動センター整備事業の備品購入補助金といたしまして941万6,000円を追加計上する一方、大正中津川集落活動センターにつきましては、急傾斜地の協議や設計変更等に伴い、年度内の完成が困難となったことから、整備工事費等を減額し、来年度当初予算で改めて計上することといたしております。

また、移住者等の住宅やお試し滞在施設として活用するため、古市町にあります県職員住宅3棟及び土地の購入費といたしまして1,383万4,000円を計上したほか、本年10月に事業譲渡による統合が成立をいたしました株式会社四万十交通への経営安定・強化のための統合支援補助金として1,166万6,000円、同社の株式取得費として15万円を計上するなど、総務費全体で4億5,766万円の追加補正となっております。

続きまして、3款民生費でございますが、1項1目の社会福祉総務費では、当初に見込んでおりました国保基盤安定制度や国保税率の改定等による国民健康保険事業特別会計繰出金への影響額について精査をした結果、2,570万8,000円の追加となったほか、1項3目の障害福祉費では、障がい者自立支援給付費及び医療給付費の前年度実績額の確定に伴い、国・県支出金の過年度分返還金として1,347万1,000円を追加計上するなど、民生費全体で2,718万8,000円の追加補正となっております。

続きまして4款衛生費でございますが、1項5目の診療所費では、診療収入の減収見込みに伴い、大正診療所特別会計への繰出金として2,320万円を追加計上したほか、2項4目のクリーンセンター銀河運営費及び2項5目の若井グリーンセンター運営費では、不足が見込まれる消耗品費や光熱水費などの需用費で、合わせて1,037万2,000円を追加計上いたしております。

一方、3項1目の簡易水道費では、簡易水道事業特別会計における建設改良費の減額や諸収入の増額などにより、繰出金で1,520万5,000円の減額となりましたが、衛生費全体では1,568万9,000円の追加補正となっております。

続きまして5款労働費でございますが、委託期間の延長に伴い、緊急雇用創出事業委託料で221万3,000円を追加する一方、補助対象経費の確定に伴い、四万十町雇用創出事業補助金で702万4,000円を減額するなど、労働費全体で481万1,000円の減額補正となっております。

続きまして、6款農林水産業費でございますが、1項3目の農業振興費では、来年度に

予定しておりました近代化施設整備事業につきまして、県補助金の追加募集が見込めることとなったことから、来年度の作付けや収穫時期に合わせて機械整備の前倒しを行うこととし、補助金として2,705万6,000円を計上する一方、中山間地域等直接支払交付金では、本年度からスタートした4期対策の取組面積が確定したこと等により4,862万8,000円の減額となっております。

次に、1項5目の農地費でございますが、県営事業の事業費確定に伴い、県営ため池等整備事業負担金で1,980万円、県営農村災害対策整備事業負担金で1,230万円をそれぞれ減額いたしております。

また、2項2目の林業振興費では、有害鳥獣対策における捕獲報償金の不足分として379万円を追加計上いたしておりますが、農林水産業費全体では4,319万3,000円の減額補正となっております。

続きまして、7款商工費でございますが、1項3目の観光費では、奥四万十博の集客拠点として位置付けしております松葉川温泉周辺の集客向上を図るため、県の補助金を活用し、温泉対岸に位置する森林公園遊湯の里の整備工事といたしまして650万円を計上したほか、ホビー館第2駐車場用地につきましては、当初の一時転用許可に伴い、耕土の仮置きを行っていましたが、恒久転用の許可を受け、町有地として取得したことから、耕土の搬出工事費として130万円を計上いたしております。また、奥四万十博への市町村負担金につきましては、高幡広域市町村圏事務組合の負担分も含め、国の地方創生交付金上乗せ分の対象となったことから、歳入の国庫補助金に四万十町への交付金1,026万4,000円を追加計上するとともに、歳出の奥四万十博市町村負担金といたしまして高幡広域市町村圏事務組合で負担することとしておりました200万円を追加計上し、市町村負担分として組み替えた上で支出することといたしております。そのほか、奥四万十博におけるイベント等での集客や観光案内業務での活用を図るため、観光案内用対話型ロボット、通称ペッパ一の導入経費として8万1,000円を計上するとともに、翌年度以降の経費について、第3表により債務負担行為を設定するなど、商工費全体で1,188万9,000円の追加補正となっております。

続きまして8款土木費でございますが、2項2目の道路維持費では、道路維持補修工事費といたしまして1,660万円を追加計上したほか、2項3目の道路新設改良費では、国の社会資本整備総合交付金事業の進捗状況等により、路線間での組替え等を行っております。また、4項1目の住宅管理費では、町営住宅の修繕料として255万円を追加計上した

ほか、公営住宅の長寿命化と今後の改修工事の費用の縮減等を目的とした長寿命化計画に基づき、川口団地5棟5戸の維持補修工事費として305万9,000円を計上するなど、土木費全体で2,622万8,000円の追加補正となっております。

続きまして、9款消防費でございますが、1項4目の防災費では、県道の崩壊等により長期間の孤立が予想されております興津地区における地震・津波対策といたしまして、緊急避難後から応急期における避難生活等の場所を同地区の高台に確保することとし、翌年度以降に予定しております用地の購入や造成工事に係る測量設計委託料として1,129万円を計上いたしております。

なお、用地の造成工事に当たりましては、県が早急に整備を進めております県道興津窪川線の改良工事と連携し、道路改良の早期完成と経費の節減に努めるとともに、国や県の補助金等を活用しながら、事業の早期完了に努めてまいりたいと考えております。

そのほか、消防無線のデジタル化に伴う簡易無線中継局整備工事費の追加分として567万5,000円を追加計上するとともに、戸別訪問による設置希望者の増加等により、家具転倒防止対策補助金の不足が見込まれることから50万円を追加計上するなど、消防費全体で1,683万1,000円の追加補正となっております。

続きまして、10款教育費でございますが、1項2目の事務局費では、本年度に予定しております公務用パソコン等の整備に必要な学校施設のLAN配線工事といたしまして842万4,000円を計上したほか、町内出身者からお寄せいただいた指定寄附金100万円を歳入の教育費寄附金に計上するとともに、同額を歳出の学校管理備品購入費といたしまして計上をいたしております。また、4項5目の四万十緑林公園等管理運営費では、遊具の修繕及び長寿命化対策として、工事費で130万円を計上したほか、5項1目の保健体育総務費及び同項3目のB&G海洋センター管理費では、桜マラソンの運営及びB&G海洋センターの指定管理を行っているくばかわスポーツクラブへ支出する経費の諸経費率につきまして、当初の算定に誤りが認められたため、不足が見込まれる四万十川桜マラソン実行委員会補助金で48万8,000円、B&G海洋センター指定管理料で228万9,000円をそれぞれ追加計上するなど、教育費全体で628万4,000円の追加補正となっております。

続いて11款災害復旧費でございますが、議会9月定例会以降に発生した豪雨災害等に伴い、2項の公共土木施設で1億900万円を追加計上し、1項の農林施設と合わせて、災害復旧費全体で1億1,742万7,000円の追加補正となっております。

最後に、12款公債費でございますが、前年度に実施いたしました繰上償還による影響

や、前年度借入分の借入額及び借入利率の確定等に伴い、元金及び利子について見直しを行った結果、合わせて1,588万6,000円の減額補正となっております。

以上、歳出につきましてはただいまご説明申し上げたとおりでございますが、これを賄う歳入といたしましては、第1表の歳入に記載のとおりとなっており、国・県支出金や町債といった特定財源のほか、なお不足する財源につきましては普通交付税の留保分2億786万7,000円に対応することとしており、補正後における普通交付税の留保額は650万9,000円となっております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ6億1,880万円の追加計上となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ162億2,380万円となっております。

続きまして、第2表の繰越明許費でございますが、当初予算で議決をいただき、それぞれ単独での委託契約を予定しておりました公会計財務諸表作成業務及び公共施設等総合管理計画策定業務の2事業につきまして、固定資産台帳の整備など共通する部分も多く、二つの業務を一括して発注したほうがより良い成果品が期待され、経費の削減も見込めることから、発注方法等について検討を重ねた結果、一括発注とした上で、業務期間を1年以上確保する必要が生じたため、あらかじめ繰越予算の措置を講じようとするものでございます。

また、議会9月定例会の補正予算第2号により議決をいただき、県の補助金を活用して建設を予定しております低廉な高齢者生活支援住宅整備事業につきましては、事業の内容の協議、調整に時間を要し、工事のしゅん工時期が翌年度となることが明らかとなったため、県の繰越措置に合わせて、あらかじめ繰越予算の措置を講じようとするものでございまして、いずれも繰越明許の予算措置を講じた上で翌年度にわたる契約を締結するため、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費として、第2表に記載のとおり計上したところでございます。

続きまして、第3表の債務負担行為でございますが、奥四万十博におけるイベント等での集客や観光案内業務での活用を図るため、観光案内用対話型ロボット、通称ペッパーを導入することとし、歳出予算第7款1項3目の観光費に初期導入経費及びリース料1か月分を計上するとともに、3年間のリース契約に基づく翌年度以降の経費について債務負担行為を設定しようとするもので、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額につきまして、第3表に記載のとおり定めようとするものでございます。

最後に、第4表の地方債補正でございますが、事業内容の見直し等に伴う過疎対策事業債等の変更や、災害発生に伴う災害復旧事業債の追加等につきまして、第4表に記載のとおり、限度額の変更を行うものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第113号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第113号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第15 議案第114号平成27年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第16 議案第115号平成27年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第17 議案第116号平成27年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第18 議案第117号平成27年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、日程第19 議案第118号平成27年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第114号から議案第118号までの5議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第114号から議案第118号までの各特別会計補正予算につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず議案第114号平成27年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、医療費の増加見込みにより保険給付費で1億1,831万4,000円を追加計上いたしております。

なお、これを賄う歳入につきましては、国庫支出金におきまして、療養給付費等負担金で3,360万円、財政調整交付金で1,785万円、共同事業交付金におきましては、高額医療費

共同事業交付金で314万2,000円、保険財政共同安定化事業交付金で1,331万円、また、繰入金におきましては、国保基盤安定制度や国保税率の改定等に伴い、一般会計繰入金で2,663万円、保険給付費の増額に伴い、財政調整基金繰入金で2,416万2,000円をそれぞれ追加計上いたしております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1億1,700万円の追加補正となり、累計予算総額は32億8,900万円となっております。

また、この補正予算案につきましては、去る12月2日、四万十町国民健康保険運営協議会に諮問をし、適当である旨の答申をいただいているところでございます。

続きまして、議案第115号平成27年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、歳出につきましては、社会保険料の精査により、総務費で60万円を追加計上いたしております。

なお、これを賄う歳入につきましては、これまでの実績から精査を行い、診療収入で2,260万円を減額したことにより、一般会計繰入金で2,320万円を追加計上いたしております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ60万円の追加補正となり、累計予算総額は3億4,650万円となっております。

続きまして、議案第116号平成27年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、歳出につきましては、育休職員の復職に伴う給与費等の見直しにより、総務費で103万8,000円、医療機器の購入により、医業費で36万2,000円をそれぞれ追加計上いたしております。

なお、これを賄う歳入につきましては、一般会計繰入金で140万円を追加計上いたしております。これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ140万円の追加補正となり、累計予算総額は1億2,411万円となっております。

続きまして、議案第117号平成27年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正でございますが、後期高齢者医療広域連合に対する保険基盤安定納付金の決定に伴う予算措置となっており、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ147万円の減額補正となり、累計予算総額は3億133万円となっております。

最後に、議案第118号平成27年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正でございますが、歳出につきましては、本年度の事業実績見込みに基づきまして必要額の再検討を行い、現段階で見込まれる経費の見直しを行っております。また、介護保険制度の改正に伴い、今まで介護予防給付として実施しておりました訪問や通所の介護予防サービスを、来年2月より地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行し実施するための予算措置を行っております。

主な補正内容につきましては、2款保険給付費におきまして、介護サービス等諸費について、実績見込みに伴う減額を行っております。また、5款地域支援事業費におきましては、先にご説明申し上げました事業の移行に伴い、介護予防生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、その他諸費を新たに計上する一方、介護予防事業費を減額いたしております。

なお、これを賄う歳入につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。これにより、今回の補正は歳入歳出それぞれ3,170万円の減額補正となり、累計予算総額は26億9,940万円となっております。

以上、5件の補正予算につきましてご審議の上、ご決定をくださいますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第114号から議案第118号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第114号から議案第118号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第20 議案第119号平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第21 議案第120号平成27年度四万十町水道事業会計補正予算

(第2号)、以上の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第119号簡易水道事業特別会計及び議案第120号水道事業会計の各補正予算につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず議案第119号平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、建設改良費におきまして、国庫補助事業要望額に対して採択率が73%程度となったことや、国の追加補正が見込めないことから事業内容の見直しを余儀なくされたことによりまして、1億8,870万円を減額いたしております。

一方歳入では、建設改良費の減額に伴い、国庫補助金で6,953万1,000円、町債で1億1,010万円を減額するとともに、一般会計繰入金で1,520万5,000円を減額いたしております。

これにより今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1億8,870万円の減額補正となり、累計予算総額は9億6,280万円となっております。

続きまして、議案第120号平成27年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、建設改良費におきまして、窪川浄水場浸水対策工事の工法決定や実施工事費の積算結果により、1億1,000万円を減額いたしております。これにより資本的支出は1億1,000万円の減額補正となり、累計予算額は1億9,938万5,000円となる一方、事業費用では120万円の追加補正となり、予定額は1億1,721万9,000円となっております。

以上、2件の補正予算につきましてご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第119号及び議案第120号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第119号及び議案第120号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第22 陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時15分 散会